

100 FOR THE NEXT YEARS

遺贈(遺言信託)による寄付について

「遺贈による寄付」制度は、卒業生・教職員・一般篤志家等の御方が所有されている資産の一部または全部を、「遺贈による寄付」として受け入れ、本学園の教育活動の充実・発展をご支援いただくための制度として発足させた制度です。

本制度についてご関心のある方は、ぜひ法人事務室までお気軽にご連絡ください。本学園が提携している銀行をご紹介させていただきます。(提携銀行では、遺贈を含む遺言書の作成に関するご相談、遺言書文案作成のための協力、遺言書の保管・管理および遺言の執行までを一貫して引き受けていただきます。)

本制度をご理解・ご活用賜り、学校法人滝学園の更なる発展・隆盛のため、ご支援賜りますようお願い申し上げます。

〈遺贈によるご寄付の流れ〉

- ① 学校法人滝学園に事前のご連絡（提携銀行をご紹介します）
（または、提携銀行（下記参照）へ直接ご相談いただくことも可能です）
- ② 提携銀行にて寄付（遺贈）を含む遺言書作成に関するご相談
- ③ 遺言書の作成・管理・保管
- ④ 遺言の執行
- ⑤ 相続人への遺産相続および学校法人滝学園へのご寄付

〈税の優遇措置〉

学校法人滝学園へご遺贈いただいた財産は、原則として相続税の非課税扱いとなります。

〈相続財産による寄付〉

相続人が相続税の申告期限内に学校法人滝学園へご寄付いただいた財産についても非課税扱いとなります。ご逝去された翌日から10カ月以内に手続きを行ってください。文部科学省からの証明書発行に約2カ月を要しますので、事前にご相談ください。

〈提携銀行〉

以下の銀行にて遺言信託等のサービスをご利用される際は、所定の手数料・報酬等がかかります。また、公証役場での公正証書遺言の作成についても別途費用がかかります。

OKB 大垣共立銀行



名古屋銀行